

令和 8 年度 社会福祉法人足利むつみ会事業計画 <主な事業等の概要>

1、法 人

本会は、社会福祉法第 22 条の規定に基づいた社会福祉法人として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、または、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に事業を行うものとします。

なお、事業実施にあっては、次の事業実施方針を中心に、障害分野では障害福祉サービスを通じて、障害者の「生活」や「就労」に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するとともに、高齢分野では特別養護老人ホーム青空において、多様なニーズを包含して介護を必要とする高齢者に対する生活全般の支援に努めます。また、児童分野ではふくい保育園において、子どもの最善の利益を最優先に保育に努めるとともに、家庭と連携した子育て支援や地域との連携に努めます。

また、大規模災害や感染症の対応策としての BCP の見直しを継続し、訓練とともに実効性を検証します。なお、本年度も大規模災害発生及び新たな感染症が発覚した場合を想定した模擬訓練を実施し、大規模災害発生時の事業継続、感染拡大の防止策の徹底に努めるとともに、引き続き BCP の見直し等の必要な措置を講じます。

◎なお、障害分野において、引き続き地域生活支援拠点（共同生活援助・相談支援等）を中核施設に、生活介護事業・児童発達支援・放課後等デイサービス等を含めた複合的施設を一体的に整備するため、国庫補助事業の採択による整備に取り組むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献の取組を継続し、取り組み内容に沿って取り組みます。

また、事業経営の透明性を担保するとともに、法人、施設・事業所の事業内容等を広く周知し、社会資源としての施設・事業所のサービス利用につながるよう、引き続きホームページをリニューアルするとともに、情報発信を幅広く行えるよう準備を行い、必要に応じて施設・事業所にて SNS 等の充実に努めます。

<事業実施方針>

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------------|
| (1) 経営組織・基盤の強化 | (2) 法人理念等の周知、法令遵守 | (3) サービスの質の向上 |
| (4) 施設、設備等の改善 | (5) 人事管理の充実 | (6) 財務管理、財務規律の強化 |
| (7) 事業経営の透明性の確保 | (8) 地域福祉の推進 | |

2、施設・事業所

(1) 障害部門

社会就労センターきたざと（生活介護事業・就労継続支援 A 型・B 型事業・就労定着支援事業・就労選択支援事業）

①生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

◎重点目標として、生産活動の提供とともに作業に取り組むことが難しい利用者に対しては、活動の幅を広げるため少人数のグループにて環境整備活動の実施や個々に合ったアート活動に取り組み、作品展への出展や B 型事業所と連携し、商品作りを進めることで、活動への意欲向上や充実化へとつなげていきます。

②就労継続支援 A 型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、就労の機会の提供にあたっては、利用者の希望を踏まえた労働時間とします。

◎重点目標として、利用者の作業能力の向上の他、一般就労に必要な知識の習得や社会経験を増やすことを目的とした勉強会の場面を多く設定し、職員間で情報共有を図りながら利用者へ寄り添った支援を実施します。また、A 型スコア方式：支援力向上（職員のキャリアアップの機会を提供し、安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組を評価要素に合わせ実施していきます。）

③就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

◎重点目標として、利用者が一般就労することだけを目的とするのではなく、「長く働き続け、自分らしく生活を送る」ことが目標となるよう、コミュニケーション力を身に着けるためのプログラム（SST等）を実施していきます。また、利用者の作業能力の向上の他、一般就労に必要な知識の習得や社会経験を増やすことを目的とした勉強会の場面を多く設定し、職員間で情報共有を図りながら利用者に寄り添った支援を実施します。

④就労定着支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業の事業主、障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。

◎重点目標として、意思決定支援の方針およびプロセスに基づき、利用者との対面により、ご本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、その課題にご本人と取り組みます。また、その課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援を行います。対面による相談支援は、月1回以上実施します。

⑤就労選択支援事業

短期間の生産活動その他の機会の提供を通じ、就労に関する適性の評価及び意向等を整理し、適切な支援の提供とともに連絡調整等の便宜の供与を行うこととし、障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を効果的に支援します。

◎重点目標として、意思決定支援の方針およびプロセスに基づき、短期間の生産活動を通じて就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮や整理（アセスメント）を行い、その課題にご本人と取り組みます。

セルブ絆（就労継続支援B型事業）

就労継続支援B型事業所として、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に行います。また、地域生活の安定と充実を図るため、他機関との連携を行い、日常生活支援、就労移行支援、及び余暇活動支援など総合的な福祉サービスの提供に努めます。

◎重点目標として、製パン作業では、店舗周年祭のほか、シーズンごとの受注販売などの単独イベントを計画し、定期的に商品を手にする機会を創出します。また、他団体主催の販売会を始め、イベントなどに積極的に参加するとともに、法人内就労系事業所間でも連携を図りながら共に売上が拡大するよう努めます。

地域の事業主が加盟する勤労者福祉共済会の協賛店に登録などし、地域に根ざしたお店としての価値を作り、顧客の拡大を図ります。

ダイアクティビティセンターWIN（生活介護事業）

生活介護事業所として、個人の感性を最大限に生し、その人らしく活動することを大きな目的とし、個別に合わせた「日常生活上の支援・介護」「軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供」「利用者主体の個別支援計画の作成、実践」を行います。

◎重点目標として、利用者が季節の移り変わりを感じ、日々の生活に刺激を感じるとともに利用者間、職員との交流を深めるため、外出の機会を含む行事活動を充実させ、生活の質の向上を図ります。

セルプみなみ（生活介護事業・就労継続支援 B 型事業）

①生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

◎重点目標として、生産活動の提供とともに日中プログラムとして毎週水曜日に WIN、きたざとと合同で専門トレーナーによるオンライントレーニングを導入し、利用者の心（行動）の変化や身体機能の向上、ストレス発散等を基に個々の状態に沿って目標を掲げ、取り組みます。また、週に 1 回余暇活動の時間を設け、地域の文化祭や展示に向けた作品作りに取り組みます。

②就労継続支援 B 型事業

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう様々な生産活動の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

また、生産活動を通じて、一般就労に必要な知識及び技能の向上を図り、一般就労等への移行に向けた支援に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じます。

◎重点目標として、クッキー等焼き菓子の販路拡大に努めるとともに販売先の売り上げ状況を分析し、顧客のニーズに沿った商品の販売、新商品の開発に努め売り上げ増加に繋げていきます。また、外部販売に積極的に参加をし、自主製品の知名度を広げ売り上げ増加に繋げていきます。

グループホーム ドナルド（共同生活援助）

利用者が地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談や入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に行ないます。また、居宅においてその介護を行う者の疾病やその他により、障がい児者に緊急的に支援が必要な状況になった場合、短期間の入所の受入れを行い、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を行う「足利市あっしーネット緊急時支援事業」を引き続き行います。

◎重点目標として、地域行事への参加や訓練等に参加すると共に、ボランティア等の積極的な受け入れにより、地域に溶け込み、開けた事業所となるよう取り組みます。

また、令和 7 年度から行政、地域等を交えた地域連携推進会議を実施し、有事だけでなく日常的に地域と関わり、連携の強化に努めます。

グループホーム利用への需要が高まっている中で新規のグループホームの建設に取り組み、利用者及びご家族の希望に応え、生活の安定を図ります。

ビタミンクラブ（放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援）

放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援を一体的に実施する多機能型事業所として、以下の事業の適正な運営の確保と運営管理を図り提供することを目的とします。

障害を持つ児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて適切な支援及び訓練を行います。また、個別支援計画を作成し、利用者の個性を最大に伸ばし、楽しさと満足感を感じながら成長できるよう療育支援を行います。

◎重点目標として、保護者向け、地域向けの研修を行い、連携を強化します。また、経営の安定化を図るため、運営に必要な職員を確保した上で児童発達支援事業を 10 名定員として分離し、円滑に利用者ニーズに応えるとともに経営の安定を図ります。

足利むつみ会足利障害者相談支援センター（指定相談支援事業所）

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業として生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を行うとともに、指定一般相談支援事業における地域移行支援及び地域定着支援の業務を行います。利用者の皆様が、安心して地域で暮らすことが出来るよう継続的な支援を行います。

相談支援専門員 1 名については、足利市から足利市地域生活支援事業における基幹相談支援事業として社会福祉法人 愛光園、医療法人（社団）孝栄会と共同受託し、そこに常勤し業務を行います。

また、自立生活援助事業では単身等で生活する障害をお持ちの方の暮らしの安心、安全を確保するため、定期的な訪問や随時通報を通して必要な助言や関係機関等との連絡調整等を行います。

◎重点目標として、意思決定支援の方針およびプロセスに基づき、サービス等利用計画/障害児支援利用計画を作成し、利用者が住み慣れた地域で、ご本人らしく又安心して暮らし、さらには利用者個々のニーズに応じた主体的な生活の実現が図れるよう努めます。また、利用者やご家族が将来を見据え具体的なイメージを持つことができるよう、情報提供に力を入れ、事業所見学会等の機会を提供します。

（２）高齢部門

特別養護老人ホーム青空（介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業・障害短期入所事業）

①介護老人福祉施設

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅生活への復帰を念頭に、居宅生活と連続した生活になるよう配慮しながら、ユニットにおいて入居者相互の良好な関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

② 短期入所生活介護事業・障害短期入所事業

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅生活と連続した生活になるよう配慮しながら、可能な限り、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持及び家族の介護負担の軽減を図るものとする。

デイサービスセンター青空（認知症対応型通所介護事業）

認知症があっても、可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図るとともに、家族の介護負担の軽減を図るものとする。

また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

◎重点目標として、生産性向上委員会を設置し、ICT 活用による業務効率化に取り組むとともに、介護人材を確保するために良好な人間関係を前提とした働きやすい職場環境の構築、移動式介護用リフトの活用による業務負担の軽減に努めます。

（３）児童部門

ふくい保育園

「健康な心と体、豊かな感性」（あかるいえがお げんきにあいさつ おもいやり）を保育目標に、すこやか保育、延長保育、乳児保育、一時預かり保育及び地域子育て支援拠点事業（おひさま）、乳児等通園支援事業などを実施し、様々な保育ニーズに対応した保育所運営に努めます。

また、子どもの自発的な活動を大切にできるように環境を整えながら、発達過程を踏まえて、いろいろな遊びを数多く経験し、心と体を十分に動かし健康な生活が出来るようにします。

◎重点目標として、個々の適正に応じた保育を心掛け、充実した園生活が送れるよう支援していきます。

また、職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調を未然に防止します。感染拡大の動向を注視し、施設内での感染防止の徹底に努めます。行事等の際には、来園者の健康観察、消毒等の徹底に心がけ、内容の工夫をしていきます。地域社会や関係機関との連携を大切に、地域行事や小学校との交流を図っていきます。

足利市屋内子ども遊び場 キッズピアあしかが（公益事業）

公益事業所として、単なる屋内子ども遊び場としてではなく、子どもの運動機能向上や子育て世代の交流の場となるような機能を備える施設を目的に運営を行います。引き続き、感染予防も継続し、安心・安全に利用できるよう努めます。

◎重点目標として、昨年度の料金改定を踏まえ、利用率を向上させるために、利用しやすい環境作りを検討し、運用実施を行います。合わせて SHOP 運営の改善検討を行います。また 12 月には、周年のイベントを企画し開催いたします。

日中一時支援事業 スマイル（日中一時支援事業）

障害（児）者の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図ることができるよう、当該障害（児）者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的にサービスを行います。

◎利用者の必要な時に必要なサービスが提供できるように努めます。地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

両毛圏域障害者就業・生活支援センター（就業・生活支援センター）

「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に基づき、障害者の就職や職場適応などの就業面支援、生活習慣の形成や日常生活の管理などの生活支援を、身近な地域で一体的かつ総合的に提供するため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、必要な指導、助言、その他の支援を行い、雇用促進及び、障害者の職業生活の自立を図ります。

◎重点目標として、就職を目指す障害者に対して、公共職業安定所における求職相談の同行、職場見学、実習のあっせん、面接同行及び、地域障害者職業センターにおける職業評価、職業準備支援等の職業準備性を図るための支援の情報提供を行う等の求職活動における支援を行い、年間、実習 27 件、就職 52 件を目指します。